

改 正 案	現 行
<p>中央管理方式の空気調和設備の構造方法を定める件</p> <p style="text-align: right;">昭和四十五年十二月二十八日 建設省告示第十八百三十二号</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百二十九条の二の六第 三項の規定に基づき、中央管理方式の空気調和設備の構造方法を次のとおり定める 。</p> <p>一 中央管理方式の空気調和設備は、建築基準法施行令第二十条の二第一号ロ、 及びに規定する有効換気量(同号ロ中「A」居室の床面積(特殊建築物の 居室以外の居室が換気上有効な窓その他の開口部を有する場合においては、当 該開口部の換気上有効な面積に二十を乗じて得た面積を当該居室の床面積から 減じた面積)」は、「A」居室の床面積」と読み替えて計算するものとする。)以上の有効換気量を換気する能力を有するものとする。こと。</p> <p>二 給気機又は排気機は、換気経路の全圧力損失(直管部損失、局部損失、諸機 器その他における圧力損失の合計をいふ。)を考慮して計算により確かめられ た必要な給気又は排気能力を有するものとする。こと。ただし、居室の規模、構 造又は換気経路その他空気調和設備の構造により、衛生上有効な換気を確保で きる事が明らかな場合においては、この限りでない。</p> <p>三 風道は、断熱材を用いて内部結露が発生しないようとする場合は衛生上支障 がない場合を除き、吸湿しない材料で造ること。</p>	<p>中央管理方式の空気調和設備の構造</p> <p style="text-align: right;">昭和四十五年十二月二十八日 建設省告示第十八百三十二号</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百二十九条の二の三第 三項の規定に基づき、中央管理方式の空気調和設備の構造を次のとおり指定する。</p> <p>一 中央管理方式の空気調和設備は、建築基準法施行令第二十条の二第一号イ及 びロに規定する有効換気量(同号イ中「A」居室の床面積(当該居室が換気上 有効な窓その他の開口部を有する場合においては、当該開口部の換気上有効な 面積に二十を乗じて得た面積を当該居室の床面積から減じた面積)」は、「A 居室の床面積」と読み替えて計算するものとする。)以上の有効換気量を換気 する能力を有するものとする。こと。</p> <p>二 給気機又は排気機は、換気経路の全圧力損失(直管部損失、局部損失、諸機 器その他における圧力損失の合計をいふ。)を考慮して計算により確かめられ た必要な給気又は排気能力を有するものとする。こと。ただし、居室の規模、構 造又は換気経路その他空気調和設備の構造により、衛生上有効な換気を確保で きる事が明らかな場合においては、この限りでない。</p> <p>三 風道は、吸湿しない材料で造ること。</p>

四 中央管理方式の空調設備の空気浄化装置に設ける濾過材、フィルターその他これらに類するものは、容易に取り替えられる構造とすること。

五 空調設備の風道は、火を使用する設備又は器具を設けた室の換気設備の風道その他これに類するものに連結しないこと。

六 居室における温度を外気の温度より低くする場合においては、その差を著しくしないよう制御できる構造とすること。

七 前各号に掲げるもののほか、空調設備は、次のイからホまでに掲げる空調和負荷に基づいた構造とすること。

イ 壁、床又は天井（天井のない場合においては、屋根）よりの負荷

ロ 開口部よりの負荷

ハ 換気及びすき間風による負荷

ニ 室内で発生する負荷

ホ その他建築物の状況に応じて生ずる負荷

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

四 中央管理方式の空調設備の空気浄化装置に設ける濾過材、フィルターその他これらに類するものは、容易に取り替えられる構造とすること。

五 空調設備の風道は、火を使用する設備又は器具を設けた室の換気設備の風道その他これに類するものに連結しないこと。

六 居室における温度を外気の温度より低くする場合においてその差は、おおむね摂氏七度以下に保持できる構造とすること。

七 前各号に掲げるもののほか、空調設備は、次のイからホまでに掲げる空調和負荷に基づいた構造とすること。

イ 壁、床又は天井（天井のない場合においては、屋根）よりの負荷

ロ 開口部よりの負荷

ハ 換気及びすき間風による負荷

ニ 室内で発生する負荷

ホ その他建築物の状況に応じて生ずる負荷